

**平成３０年度農山漁村と企業による連携促進業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

１ 目的

三重県は、企業と農山漁村を結びつけ、三重県内の農山漁村において、住民らとともに地域の資源（農林水産業、歴史文化、景観等）を活用し、新たな価値を創造・共有し、よりよい共生の関係づくりに取り組んでいる。このことをとおした地域活性化をさらに進めるため、農山漁村でできる企業活動（ＣＳＲ・ＣＳＶ活動）の情報を整理し、情報の受け手となる企業ネットワークを醸成する。

２ 業務内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- （１）委託業務名 平成３０年度農山漁村と企業による連携促進業務委託
- （２）委託期間 契約締結の日から平成３１年３月２２日

３ 契約上限額 ３，０４０，２００円（消費税及び地方消費税を含む）

４ 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- （１）参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。
- （２）最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

５ 契約条件

- （１）委託業務名 平成３０年度農山漁村と企業による連携促進業務委託
- （２）委託期間 契約の日から平成３１年３月２２日（金）まで
- （３）報告書の作成
事業実施報告書の提出を次のとおり行うこと。

（ア）報告内容

- ①委託業務の実施内容及び効果検証を記載した「委託業務報告書」
（原則としてＡ４版・両面印刷）１部（提出時期：委託業務完了時）
- ②委託業務において生じた成果物各１部（提出時期：随時）
- ③写真等業務の履行状況が確認できるもの１部（提出時期：随時）
- ④必要があれば実施内容の説明資料１部（提出時期：随時）

（イ）提出期限

平成３１年３月２２日（金）までに提出するものとする。

（ウ）提出方法

原則として、様式は任意とするが県との協議により決定すること。

紙ベースならびに電子データ（CD-ROM 等）で提出すること。

- (エ) 業務委託にあたり三重県より貸与するもの
「企業と農山漁村の連携促進調査」報告書

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「平成30年度農山漁村と企業による連携促進業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画性：三重県内における企業と農山漁村の連携促進につながることが期待できる提案をしているか。
- (2) 的確性：提案の内容は業務仕様書に合致し、具体的に記述しているか。
- (3) 専門性：本事業に類する事業や、企業のCSR・CSV活動推進の実績がある等、そのノウハウや豊富な知識を踏まえた提案となっているか。
- (4) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (5) 業務推進体制：委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

- ・企画提案書の提出期限は、平成30年5月9日（水）15時まで（提出先：三重県農林水産部農山漁村づくり課）とする。メール不可。郵送の場合は必着のこと。
- ・提出された企画提案書の審査を行うため、第1次審査（書類による適否審査）及び第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）を実施する。
- ・第1次審査により、不適格とされた企画提案書等は、選定対象から除外し、プレゼンテーションは行わない。なお、提出数が10件に満たない場合は、第1次審査を省略する。
- ・プレゼンテーションの有無および時間割等については、提案書を提出したすべての者に平成30年5月11日（金）17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。
- ・プレゼンテーションの開催日時および場所は平成30年5月15日（火）10時から三重県津市栄町1丁目891番地三重県吉田山会館304会議室とする。
- ・プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書及び費用内訳書とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑5分以内とする。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

7 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案書
 - 1) 様式、部数
様式は自由（電子メールによる提出不可、郵送により8部提出すること）
 - 2) 内容
 - (イ) 企画提案書 8部提出
 - (ロ) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと） 8部提出
 - (ハ) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部提出

- (二)「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し 1部提出

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」
- (5) 見積書

9 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
平成30年4月17日(火)から4月23日(月)17時まで
- (2) 質問の提出方法
当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、担当部局まで、持参、FAX、電子メール(nozukuri@pref.mie.jp)のいずれかの方法で提出してください。FAX、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。
なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。
- (3) 質問の内容
質問は、原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限ります。
なお、次の質問は受け付けしません。
 - ・企画内容に関する照会
 - ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
 - ・積算に関する内容
 - ・採点に関する内容
- (4) 回答方法
受けた質問に対する回答については、4月26日(木)15時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以

上とします。

また、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

（4）契約は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において行います。

1.1 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1.6 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

Tel : 059-224-2551 FAX : 059-224-3153 E-mail : nozukuri@pref.mie.jp

担当 : 武 (たけ)